この業務で働く皆様へ

この工事・業務には、

豊川市公契約条例に基づく豊川市独自の

【労働報酬下限額】（賃金の下限額）

が定められています。

“ あなたの賃金を確認してください。”

賃金が裏面の【労働報酬下限額】より**低くないか確認**してください。

もし、あなたの賃金が【労働報酬下限額】を**下回っていたら申し出**てください。（＊申し出をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けることはありません。）

※ 申し出をした労働者に対して、事業者が解雇・契約の解除等の不利益な取り扱いをすることは**条例で禁止**しています。

申出先　豊川市総務部契約検査課

〒４４２－８６０１　豊川市諏訪１丁目１番地
（ＴＥＬ）０５３３－８９－２１７８
（ＦＡＸ）０５３３－８９－２１６３

◆◆豊川市公契約条例の詳細は、
豊川市ホームページをご確認ください。◆◆

『令和７年度労働報酬下限額』

（令和７年４月１日現在）

１　工事請負契約

労働報酬下限額（抜粋）　　単位：円

職　種	時間給（１時間）	日額（８時間）	職　種	時間給（１時間）	日額（８時間）
特殊作業員	2,920	23,360	大工	3,340	26,720
普通作業員	2,480	19,840	左官	2,920	23,360
軽作業員	1,910	15,280	配管工	2,610	20,880
法面工	3,400	27,200	はつり工	2,980	23,840
とび工	3,190	25,520	防水工	3,090	24,720
ブッロク工	3,340	26,720	板金工	3,130	25,040
電工	2,640	21,120	タイル工	2,720	21,760
鉄筋工	3,040	24,320	サッシ工	3,280	26,240
鉄骨工	3,010	24,080	内装工	3,470	27,760
塗装工	3,140	25,120	ガラス工	3,070	24,560
溶接工	3,420	27,360	ダクト工	2,710	21,680
運転手（特殊）	2,950	23,600	保温工	2,980	23,840
土木一般世話役	3,090	24,720	交通誘導警備員A	2,090	16,720
型わく工	3,220	25,760	交通誘導警備員B	1,720	13,760

※　ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者（給与と年金の１月あたりの合計額が支給停止調整額を超えないように賃金等を調整している方）や労働者の合意のもと、見習い（建設業の経験が１年未満）、手元等と使用者が判断する者については、１，０９４円とする。

２　業務委託契約・指定管理協定

労働報酬下限額	１，０９４円（１時間当たり）